

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月

会社を退職後、昭和50年4月からA事業所でアルバイトを始め、勤務先で国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。年金手帳にも同年4月1日から被保険者となった記載があるが、年金事務所から届いた加入記録では同年5月1日の加入とされており、申立期間の納付記録が無い。このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和50年3月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、本来、同日付けで国民年金の被保険者資格を取得すべきところ、同年5月1日に資格取得したとされている上、申立人が所持している年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、資格取得年月日は「昭和50年4月1日」と記載されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和50年4月の欄には、無資格であることを示す斜線が引かれているものの、保険料を納付したことを示す印が押されており、当該保険料が還付された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年5月から同年8月までは47万円、同年9月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年2月1日まで
社会保険事務所の職員による訪問調査で、A社における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることを知った。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年8月までは47万円、同年9月から6年1月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日以降の同年4月8日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正されており、申立人のほか3人についても、同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本において、申立人は、申立期間当時、共同代表取締役であったことが確認できるところ、経営上の決定権限のあった別の元共同代表取締役は、「申立人は、営業や工事を担当しており、経営上の決定権は無く、社会保険手続や経理に関与していなかった。また、代表者印は他の取締役が管理しており、申立人が代表者印を使うことは無かった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務についての権限を有しておらず、当該遡^{そきゆう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、上述の元共同代表取締役は、「社会保険料を滞納していたことはある。」としており、元従業員も「申立期間当時、社会保険料を納めていな

かったようだ。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の平成4年5月から6年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年5月から同年8月までは47万円、同年9月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年8月まで

申立期間当時は両親とともに農業をされており、父親が国民年金の加入手続をしてくれて、両親の分と一緒に私の保険料も納めていたと母親から聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母親から、自分たちの分と一緒に納付していたと聞いた。」としているが、納付場所、納付方法等については定かではないとしており、その両親は、いずれも高齢のため聴取ができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、「昭和47年1月25日発行」と記載されており、申立内容のとおり、申立期間当時、その両親が国民年金保険料を現年度で納付していたのであれば、申立期間の大部分について、保険料と一緒に納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、A町では、申立期間における国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であったとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳には検認印が押されておらず、同町の国民年金被保険者名簿にも、申立期間において保険料を納付した形跡が見られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年6月までの期間及び54年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年6月まで
② 昭和54年8月から55年3月まで

申立期間①については、両親が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。また、申立期間②については、両親から年金加入期間に空きができないよう厳しく言われていたため、会社を退職後、国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間①及び②の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする両親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、当該期間における加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月に払い出されているとともに、申立人の所持する「国民年金保険料現金領収証書」によると、申立人は45年7月から46年3月までの保険料を47年10月14日に納付したことが確認でき、この時点で時効が成立していない期間を最大限さかのぼって納付していることから、これ以前の期間については納付していなかったと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和49年6月1日資格喪失、58年8月16日再取得と記載されており、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致することから、当該期間において国民年金に加入していた形跡がうかがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間②における加入手続及び保険料納

付に係る記憶は具体的とは言い難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで
申立期間当時、父が地域の納付組合（町内会）を通じ、私の国民年金保険料も一緒に納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は他界しており、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻により、実家のあるA市からB市に転居した後の昭和42年7月に同市において払い出されており、A市に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成 13 年 8 月から 17 年 3 月までの期間について標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。給与明細書や確定申告書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する確定申告書（平成 14 年から 16 年）における社会保険料控除額欄に記載された額は、オンライン記録上の標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とおおむね一致している。

また、申立人が所持する平成 16 年 12 月の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額に見合った報酬月額及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、遡^{そきゅう}及して訂正されているなどの不自然さはうかがえない。

以上のことから、当該事業所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の所持する給与明細書等の資料において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1053 (事案 56 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 20 日まで

申立期間について、A社(現在は、B社)に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する給与支払明細書は、その記載内容等から、申立人が主張するA社のものではない可能性が考えられるとともに、源泉徴収票からも、申立期間当時、厚生年金保険料が控除されていなかった可能性がうかがえる上、申立てに係る事業所から、「申立人の雇用形態はパートタイマーであったため、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」との回答を得ていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「給与明細書に社名が入っていないために、A社のものと認められないのは納得がいかない。」と主張しているが、申立人が所持する給与明細書については、i) B社が申立期間当時の給与明細書として提出したものと様式が異なる、ii) 支給日は毎月 25 日であったことが確認できるところ、同社によれば毎月 28 日であったとしている、iii) 申立人が申立期間直後に勤務したC社D事業所から、「当該給与明細書が当社のものであるか確認はできないが、給与の支給日は毎月 25 日であり、当時の経理担当者と同じ姓の印が押されていることや、その他の記載内容から、その可能性も考えられる。」との証言が得られたことなどの理由から、A社のものだったとは認め難い。

また、オンライン記録によると、申立期間について国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人はこのことについて、「年金の裁定請求手続をするまで、国民年金と厚生年金保険に重複して加入できないことを知らなかったため、給与から厚生年金保険料が控除されながら国民年金保険料を納付していた。」としているが、昭和 56 年 5 月 20 日から C 社 D 事業所において厚生年金保険に加入するとともに国民年金保険料の納付を停止しており、申立人自身、重複納付して還付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人は、申立期間について夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

なお、申立人は、A 社における同僚の名前を新たに 1 名挙げており、当該元同僚は同社における厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、当該元同僚からは、「当時、申立人から、厚生年金保険に加入していると聞いたことがある。」との証言が得られた。しかしながら、当該元同僚は、「自分は準社員であり、申立人はパートタイマーだった。」としている上、当初の申立て時に申立人が名前を挙げた同僚 2 名については、申立人と同様にパートタイマーとして勤務していたとの証言が得られているところ、いずれも申立期間について厚生年金保険に加入していないことが確認できることを考え合わせると、今回新たに名前を挙げた同僚 1 名の証言及び厚生年金保険の加入記録をもって、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認するのは困難である。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 8 月 24 日まで
体調を崩していたのでずるずると会社に行かなくなり、また、家庭の事情もあり実家に戻った。会社には入社せずに電話で退職する旨を伝えたので、脱退手当金の説明を受けたことは無く、受給もしていないので年金として受け取りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 29 年 10 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から35年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社での記録が昭和35年3月1日から41年11月20日までになっていた。しかし、32年12月26日の日付がある入金伝票では厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。申立期間について、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する入金伝票は、昭和32年12月26日の日付が記載されていることが確認できるところ、当該伝票に記載されている厚生年金保険料額は、35年5月に改定された厚生年金保険料率により37年10月に定時決定された標準報酬月額を計算した額であり、当該保険料率改訂前の給与支給時において改訂後の保険料率で控除できるとは考え難いこと、申立人は、32年の入金伝票として所持しているのは当該入金伝票のみであり、当該入金伝票は、37年1月から同年10月までの日付が確認できる入金伝票と一緒に保管していたとしていること、当該入金伝票に記載されている給与額は、同年1月から同年10月までの給与額よりも高額になっていること、等の事情を踏まえると、当該入金伝票は、32年に作成されたものとは考え難い。

また、申立人が氏名を挙げたA社の当時の責任者は、既に他界しており、当時の状況を聴取することができない上、元同僚から、申立人の当該事業所における勤務期間についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は、オンライン記録と同じ昭和35年3月1日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 11 月 17 日まで
前の会社を辞めてすぐにA社に入社したが、厚生年金保険の記録は昭和 44 年 11 月 17 日資格取得となっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているものの、勤務していた期間については覚えていない。」と証言していることから、申立人が、A社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、複数の同僚は、「自分自身も当該事業所での厚生年金保険の加入期間に空白がある、当時は試用期間があったと思う。」と証言をしているとともに、当該事業所の担当者は、申立期間当時の社会保険の取扱いについて、「当時の資料が残っていないためはっきりとは分からないが、B職は1、2年で辞めてしまう人が多かったため、試用期間を設けていて、その期間は、給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 4 月 1 日まで
申立期間におけるA社の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、実際には当該事業所に勤務していたので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、「申立人がA社に勤務していたのは間違いないが、申立期間に勤務していたか否かは覚えていない。」と回答しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険の資格取得日（昭和43年4月1日）とオンライン記録は一致している。

また、申立期間当時の事業主及び事務担当者との連絡がとれないため、厚生年金保険の加入、保険料控除の状況について確認することができないが、元同僚は、「入社直後に、厚生年金保険の手続のため、事務担当者のところに年金手帳を持って行ったところ、『社会保険の加入は、3か月後です。』と言われた記憶がある。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日は、昭和43年4月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 7 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、年収額に見合った標準報酬月額になっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載された給与支払金額によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが推認できる。

しかし、当該通知書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいて計算した社会保険料額と近似していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち平成 3 年 8 月から 5 年 9 月までの標準報酬月額は 53 万円と記録されており、これは当時の標準報酬月額の最高額であることから、当該期間の記録を訂正することはできない。

さらに、A社の元事業主に照会を行ったが、会社は倒産し、申立期間当時の資料は廃棄した旨回答しており、賃金台帳等を確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられている形跡は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 17 日から 35 年 4 月 1 日まで
年金記録について、厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社に勤務していた期間の加入記録が見つからないとの回答を得たが、当時、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の勤務状況についての詳細な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚についても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、当時の事業主は、既に他界しており、事業主の息子は、「父とは一緒に働いており、私が事業を引き継いだが、申立期間当時から厚生年金保険に加入していない。」、「当該事業所は閉鎖されており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は残存していない。」と回答している。

加えて、申立人は、「給与は現金で支給されていたので、給与明細書も見ただことはなく、保険料を控除されていたか分らない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 30 日まで
在職証明書のとおり、申立期間当時、A事業所B部署にC職として勤務していた。厚生年金保険には加入しているはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する採用辞令及び事業所が発行した在職証明書から、申立人が、申立期間当時、A事業所にC職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業主は、「規定の文書保存年限を過ぎているため当時の関係資料は廃棄されている。当時二人いた事務担当者のうち一人は、C職については厚生年金保険に入れた記憶は無いとしており、他の一人は、はっきりとは覚えていないとしている。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人が、同期間、同職種で勤務したとして名前を挙げた複数の同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は、「給与から保険料が控除されていたか覚えていない。健康保険証についても、もらったかどうか覚えていない。」としている。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、申立期間当時の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。